

## 審査基準及び審査方法

### 1 委託事業者選定方法

令和8年度大阪市における AI アセスメント手法及び運用設計支援業務委託公募型プロポーザル募集要項に記載の参加資格要件を満たす提案者を対象に、企画提案書及びプレゼンテーション内容を審査して、提案内容の各評価項目の評価点の合計が合格最低点を満たし、かつ最も高い提案者を委託事業者として選定する。

### 2 審査基準及び審査方法

提案者から提出のあった企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションについて、次表の提案内容評価表に基づき、審査を行う。

審査の結果、次項に述べる評価点の合計が合格最低点を満たし、かつ最も高い提案者を委託事業者候補とし、選定委員から意見を受けたうえで、委託事業者を決定する。

なお、複数の提案者の評価点の合計が同点となった場合は、提案内容評価表の次の項目の評価点を順次比較し、当該項目の評価点が最も高い者を委託事業者とし、これも同点である場合はくじ引きにより委託事業者を決定する。

- ① 「業務の理解及び実施にあたっての基本的な考え方」の合計点
- ② 「業務委託仕様書「4(1) AI アセスメントにおける評価項目及び評価基準の検討」の提案内容」の合計点
- ③ 「業務委託仕様書「4(2) AI アセスメントの運用設計」の提案内容」の合計点
- ④ 「実施体制」の合計点
- ⑤ 「取組スケジュール」の合計点

(提案内容評価表)

評価項目	審査内容	項目点	加重	評価点
業務の理解及び実施にあたっての基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の背景(自治体における AI 活用の拡大とリスク管理、AI ガバナンスの必要性等)及び目的を十分に理解した上での提案となっているか。</li> <li>・本市の組織体制や規程、意思決定プロセス等を踏まえ、実務に適合する AI アセスメントの考え方が示されているか。</li> <li>・国の方針・ガイドラインや AI 技術の動向を踏まえつつ、自治体実務に落とし込む視点が明確であるか。</li> </ul>	5	2	10
業務委託仕様書「4(1) AI アセスメントにおける評価項目及び評価基準の検討」の提案内容	国の AI 政策・ガイドラインや最新の技術・リスク動向を踏まえ、AI ガバナンスの観点から妥当な評価の枠組みが検討されているか。	5	3	15
	本市の業務・組織体制において実際に運用することを想定し、関係部署が理解・判断しやすく、実務に適合した評価項目・判断の考え方が示されているか。	5	3	15
業務委託仕様書「4(2) AI アセスメントの運用設計」の提案内容	現状の情報システムの承認手続や意思決定プロセスとの整合性が考慮され、アセスメントを実施すべきタイミングや頻度に関する考え方が適切に整理されているか。	5	2	10
	実務担当者が理解しやすく、迷わず対応できる運用ルールや説明方法を整理できる見通しがあり、ガバナンス確保と現場負担軽減の両立について、十分な配慮がなされた提案となっているか。	5	2	10

評価項目	審査内容	項目点	加重	評価点
取組スケジュール	本市との協議・確認を前提とした、現実的かつ実行可能なスケジュールとなっているか。また、課題の変化や検討内容の深掘りが必要となった場合にも、柔軟な対応が可能と考えられる体制・進め方が示されているか。	5	1	5
実施体制	提案する業務の実施内容に対し、スタッフの人数が適正に確保されるなど、業務実施体制について具体的かつ明確に記述されているか。また、業務の繁忙度に応じて柔軟に対応できる体制が考えられているか。	5	2	10
	業務を適切かつ柔軟に実施するために必要な知識・経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	5	3	15
	過去に同種又は類似する事例に取り組んだ実績があるか。とりわけ、業務責任者は実績として上げた業務において中心的に参画していたか。	5	1	5
その他、仕様書に記載していない取組の提案	本市の背景、課題及び目的を踏まえ、本仕様に記載する以外の AI アセスメントの定着や高度化に資する取組方針・内容等が提案されているか。	5	1	5
合計				100

### 3 評価基準

#### (1) 評価点の考え方

各評価項目の評価点は、次に述べる「各評価項目の点数」に「項目加重」を乗じ、それらを合計することにより算出する。評価点の合計の満点は100点とする。

#### (2) 各評価項目の項目点

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、選定委員が各評価項目の項目点を採点する。選定委員が事業実施に必要な十分と判断する提案内容であれば基準点数の「3点」とし、これと比べて非常に高いレベルの提案は「5点」、高いレベルの提案は「4点」、低いレベルの提案は「2点」、非常に低いレベルの提案は「1点」として、5段階で評価する。

ただし、「その他、仕様書に記載していない取組の提案」の項目において提案がない場合は、「1点」とする。

#### (3) 項目加重の設定

各評価項目の重要度に応じて、また、すべての評価項目の項目点が「5点」である場合に評価点の合計が100点となるように、評価項目ごとに1～3の項目加重を設定する。

#### (4) 合格最低点

合計点が50点以上

(ただし、「その他、仕様書に記載していない取組の提案」は除き、各評価項目の項目点に「1点」がある場合は、合計点に関わらず不合格とする。)

#### (5) その他

企画提案書に評価項目のいずれかについて(ただし、「その他、仕様書に記載していない取組の提案」は除く)の記述がない場合や、企画提案書の内容が、募集要項、別紙1「業務委託仕様書」及び別紙5「企画提案書作成要領」に示す基準・内容を大きく逸脱している場合は、失格とし、採点しない。

また、企画提案書の総ページ数が、別紙5「企画提案書作成要領」に記載のページ数の上限を超えて提出した提案者は、評価点の合計から10点減点する。